

## 令和5年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）実施要綱

### 1 目的

行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどから、身体拘束や行動制限などが必要となる場合もあり、虐待につながる可能性も懸念され、現状は事業所において受入れが消極的となっているところです。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を実施することとします。

### 2 実施主体 和歌山県

### 3 開催日時及び会場

研修名	日程	会場（2会場同時接続）
実践	令和6年2月20日（火）	勤労福祉会館プラザホープ （和歌山市北出島1-5-47）
	令和6年2月21日（水）	和歌山県立情報交流センターBig・U （田辺市新庄町3353-9）

※会場の振り分けは事務局で行います。ご希望には添いかねます。

なお、申込状況により1会場のみで開催となる場合もありますので、ご了承ください。

### 4 受講対象者

要件①～⑤のすべてを満たす者

<要件>

- ①上記日程に実施するカリキュラムに出席可能な者
- ②都道府県等が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者  
※修了証書の写しをPDFにしてメールに添付してください
- ③県内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人等に所属している者または県内在住者のうち、所属する法人等から推薦を得られる者
- ④県内市町村における行動障害を有する方への支援体制を充実させるため、研修修了者名簿を県内市町村に対し情報提供するので、それに同意できる者
- ⑤次の区分ア～ウのうち、いずれかに該当する者
  - ア 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園等が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者養成研修を修了した者

※のぞみの園以外では、(特) 全国地域生活支援ネットワークが開催した研修も対象  
イ 平成26、27年度和歌山県行動障害支援者養成研修(連続研修)又は平成28、  
29、30年度、令和元、4年度和歌山県強度行動障害支援施設・職員養成研修(連  
続研修)を修了した者

ウ 上記以外で、和歌山県内で知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に  
現在若しくは今後従事する者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等にお  
いて治療にあたる医療従事者

5 受講定員 100名(申込者多数の場合は、選考により受講者を決定します。)

6 研修内容 別添カリキュラムのとおり

※カリキュラムの詳細については変更することがあります。

7 受講料 無料

※参加にかかる旅費・滞在費は受講者側の負担となります。

また、昼食等は各自で対応願います。

8 受講申込方法及び申込先(問い合わせ先)

所属法人等において、受講推薦書の必要事項をご記入の上、下記の申込先に[メール](#)にて  
提出してください。

<注意事項>

- 受講推薦書に記載された受講者の氏名、生年月日については修了証書に記載しま  
すので、住民票上の氏名を正しい書体で記載するとともに、誤字・脱字のないよ  
うにお願いします。なお、都合により、別の氏名を使用している場合は、その旨  
連絡をお願いします。
- 受講推薦書一組につき、受講者1名とします。複数名の申し込みがある場合は、  
県障害福祉課ホームページに掲載している様式等を活用してください。
- 記載事項について、虚偽等がある場合についても、推薦自体を無効としますので、  
注意してください。

**【申込先(問い合わせ先)】**

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課(担当:桑原)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

提出先メール: e0404003@pref.wakayama.lg.jp

電 話: 073-441-2533 F A X: 073-432-5567

**【申込〆切】**

令和6年1月10日(水)

※メール件名を必ず「強度行動障害実践研修申込み」としてください。

※申込期限を厳守してください。期間外のものを受け付けません。

## 9 研修資料

研修で使用するテキスト等については、受講決定後、和歌山県障害福祉課ホームページに掲載するので、必ず印刷した上で、ご持参ください。当日の配布は行いません。

## 10 受講決定

受講の可否については令和6年1月中旬頃に決定し、通知します。

申込が多数の場合は、受講推薦書における事業種別、法人内優先順位、研修受講状況等から総合的に勘案し、受講者を選考、決定します。

## 11 修了証書の交付等

研修の全課程を修了した者には、修了証書を交付するとともに、和歌山県において修了者名簿を作成し管理します。

## 12 研修受講に当たっての注意事項

(1) 次の項目に該当する受講者には修了証書を交付いたしません。

- ・ 申込内容に虚偽があった場合
- ・ 欠席、遅刻又は早退した場合

(2) 次の項目に該当する受講者には指導を行い、改善が認められない場合は、修了証書を授与しないことがあります。

- ・ 私語、居眠り、携帯電話の使用等著しく受講態度が悪く、修了について講師の同意を得られない場合
- ・ その他主催者等が授与不相当と判断した場合

(3) 研修当日は入室前に検温を実施します。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、研修の受講は不可とします。

(4) 駐車場には限りがあります。会場への来場については、公共交通または乗り合わせでお越しください。

(5) 研修当日、公共交通機関（電車等）で事故等が生じたことにより運行停止となる等、研修開始時刻までに会場に到着することが困難な場合は、直ちに和歌山県障害福祉課までそのことを連絡してください。また、公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類（公共交通機関が発行する遅延証明書等）の交付を受けてください。なお、当該事案以外の遅刻は認められませんので、御留意ください。

(6) 警報や注意報が発表された場合でも原則研修を実施します。警報や注意報が発表されている場合は、個人の判断・責任により十分に御留意の上、研修会場までお越しください。変更・中止の場合のみ、研修前日の15時までに判断を行い、和歌山県障害福祉課ホームページ等にてお知らせします。

(7) 研修当日は出席確認のため、午前午後、出席簿に押印又はサインをしていただきます。

(8) 研修受講決定後の受講者の変更等は、応じかねます。

(9) その他、不明な点等は上記8「問い合わせ先」までお問い合わせください。

### 13 個人情報の取扱について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合がありますので御了承ください。